

再審査について

新しい評点テーブル等による経営事項審査（以下「改正後経審」という。）は平成 20 年4月1日以降に交付される結果通知書から適用となります。また、現に有効な経審結果の通知を受けている者で改正後経審による再審査を希望する場合は、4月1日から7月29日の期間（120日間）に限って再審査の受付を行います。なお、再審査を受けても結果通知の有効期間は従前と変わりません。

対 象

再審査を受けようとする日の1年7ヶ月前の日以降を審査基準日とするもの

* 再審査を申請する時点で、有効期間の残っている経審が対象となります。

申請内容

今回の再審査は、制度改正に関係する項目が対象となりますので、それ以外の審査項目（申請業種、工事種類別完成工事高、技術職員数等）は、前回申請時と同内容に限ります。

手数料

無 料

* 経営状況分析については、登録経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

提出書類

- 1 経営事項審査申請書（様式第25号の11（別紙1～3含む））
* 記載要領は別紙のとおりです。
- 2 当初の経営事項審査申請書（様式第25号の11（別紙1～3含む））の写し及び経営事項審査結果通知書の写し
- 3 改正後の項目及び基準によって通知された経営状況分析結果通知書
- 4 今回改正により設けられた評価項目に係る確認書類
 - (1) 法人税申告書別表16（1）（2）の写し並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類（2期分）
 - (2) 元請完成工事高について確認できる書類

* 様式第3号 直前3年の各営業年度における工事施工金額
記載要領は別紙のとおりです。

- (3) 監理技術者講習受講の加対象となる者について、監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写）
- (4) 監査の受審状況についての確認書類
- (5) 研究開発の状況についての確認書類

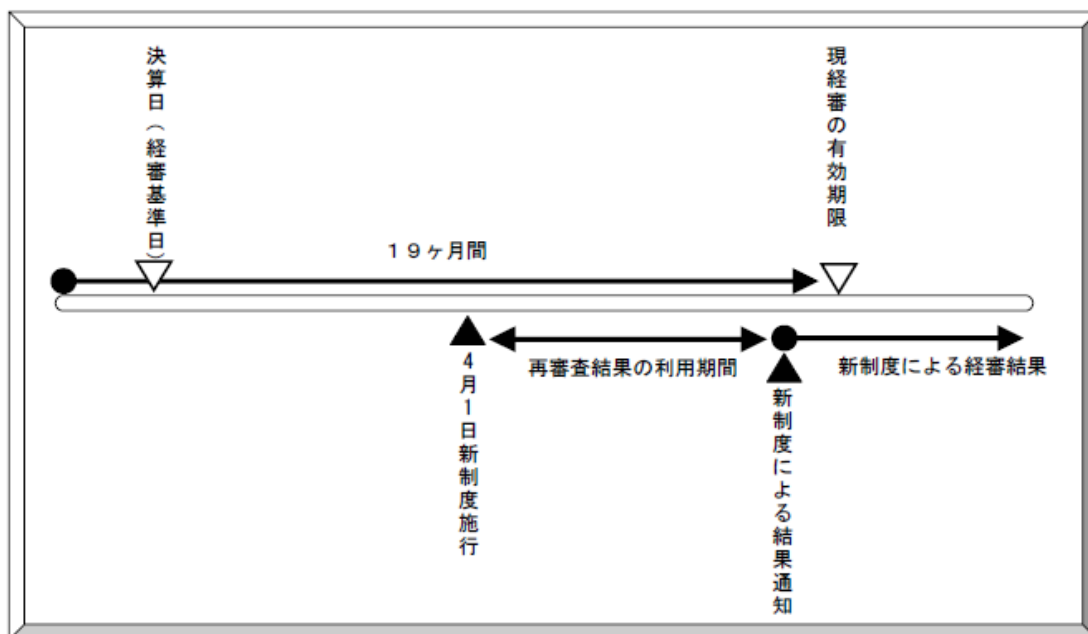
提出窓口

申請先は各県経営事項審査申請窓口（通常申請と同じ）です。

当面の間は処理作業等が集中することが予想されるため、通常より処理期間をいただく事となりますが、順次通知いたしますので、ご了承下さい。

審査基準日と再審査の関係について

再審査は、申請者の審査基準日によって有効期間が異なります。このため、申請者によっては次回の通常の経審申請を4月以降に行えば、再審査を受審する必要が低い場合も考えられ、個々の申請者により判断が異なります（下図参照）。



以下に具体例を示しますので、ご確認下さい。

①10月31日が基準日の場合

平成18年10月31日決算の経審結果が平成20年5月31日まで有効であるため、再審査を受審しても経審結果の有効期限が平成20年5月31日で満了してしまい、再審査を受けても実体上活用できません。

平成19年決算について、改正後の経審を4月1日以降に申請されれば、特

段の事情がない限り、平成 20 年 5 月 31 日までに結果通知を行うこととなります。

② 1 月 31 日が基準日の場合

平成 19 年 1 月 31 日決算の経審結果が平成 20 年 8 月 31 日まで有効であるため、再審査の結果の有効期限も平成 20 年 8 月 31 日までとなります。平成 20 年 1 月 31 日決算に係る経審の申請を行えば、改正後の経審結果を受けられますので、それまでの期間に経審結果を利用する特段の必要がなければ、再審査を受けなくても足りると考えられます。

③ 3 月 31 日が基準日の場合

平成 19 年 3 月 31 日決算の経審結果が平成 20 年 10 月 31 日まで有効であるため、再審査の結果の有効期限も平成 20 年 10 月 31 日までとなります。平成 20 年 3 月 31 日決算に係る経審の結果通知を受けるまでの期間に、改正後の経審結果を利用する必要がある場合は、再審査を受審することにより、改正後の経審結果を利用することが可能となります。

④ 7 月 31 日が基準日の場合

平成 19 年 7 月 31 日決算の経審結果が平成 21 年 2 月 28 日まで有効であるため、4 月以降、平成 20 年 7 月 31 日決算の経審結果を受けるまでに改正後の経審結果を利用するためには、再審査を受審する必要があると考えられます。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要な箇所を消す。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事

殿

申請者

印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-

申請時の許可番号	02	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(一般)	第 号	許可年月日
		3		5 10	11 15

前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(一般)	第 号	許可年月日
		3		5 10	11 15

審査基準日	04	平成 年 月 日
		3 5

申請等の区分	05	3	「申請の区分」には「4」又は「5」を記入。 「4」→経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 「5」→経営規模等評価の再審査の申立(P点請求しない場合)
処理の区分	06	3 5	

資本金額又は出資総額	07	3 5 10	(千円)	法人又は個人の別	13	(1. 法人) (2. 個人)

商号又は名称のフリガナ	08	3 5 10 15 20
		23 25 30 35 40

商号又は名称	09	3 5 10 15 20
		23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名	11	3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	3 5

主たる営業所の所在地	13	3 5 10 15 20
		23 25 30 35 40

郵便番号	14	3 5 10 15 20	電話番号	10 15 20

許可を受けている建設業	15	3 5 10 15 20 25 30	(1. 一般) (2. 特定)

経営規模等評価対象建設業	16	3 5 10 15 20 25 30

～再審査申請の場合、以下を参考に記載のうえ、提出下さい。～

様式第三号（第二条関係）

既存のもので構いません。

直前3年の各営業年度における工事施工金額

(単位：千円)

営業年度	注文書の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木工事	建築工事	舗装工事	PC工事		
第17期 平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	元請	公共	XXXX	XXXX	XXX	XXX		XXXXX
		民間	XXXX	XXXX	XXX	XXX		XXXXX
	下請		XXXX	XXXX	XXX		XXX	XXXX
	計		XXXXX				XXX	XXXXXX
第18期 平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで	元請	公共	0000					00000
		民間	0000					0000
	下請		0000					0000
	計		00000					000000
第19期 平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	元請	公共	****					*****
		民間	***					*****
	下請		****					****
	計		*****	*****	*****	****	***	*****
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	2年平均を選択した場合は2年分、 3年平均を選択した場合は3年分 記載したものを提出。							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

申請業種に土木工事、とび土工コンクリート工事、鋼構造物工事が含まれている場合は、以下の工事も記載すること（末尾で構いません）。

土木工事 → PC工事
とび土工工事 → 法面工事
鋼構造物工事 → 鋼構造物上部工事